

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

### 知的財産ライセンス契約の登記に関する インドネシア共和国政令 2018年36号

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は、

著作権に関する法律2014年28号第83条第(4)項の規定を実施するため、また営業秘密に関する法律2000年30号、工業意匠に関する法律2000年31号、半導体回路配置に関する法律2000年32号、特許に関する法律2016年13号、商標および地理的表示に関する法律2016年20号で定められたライセンス契約の登記に関する規定を実施するために、知的財産ライセンス契約の登記に関する政令を定める必要があること  
を検討し、

1. インドネシア共和国1945年憲法第5条第(2)項；
2. 営業秘密に関する法律2000年30号(インドネシア共和国官報2000年242号、官報補遺4044号)；
3. 工業意匠に関する法律2000年31号(インドネシア共和国官報2000年243号、官報補遺4045号)；
4. 半導体回路配置に関する法律2000年32号(インドネシア共和国官報2000年244号、官報補遺4046号)；
5. 著作権に関する法律2014年28号(インドネシア共和国官報2014年266号、官報補遺5599号)；
6. 特許に関する法律2016年13号(インドネシア共和国官報2016年176号、官報補遺5922号)；
7. 商標と地理的表示に関する法律2016年20号(インドネシア共和国官報2016年252号、官報補遺5953号)；

を考慮し、

知的財産ライセンス契約の登記に関するインドネシア共和国政令を定めることを決定する。

## 第I章 総則

## 第 1 条

本政令では用語を以下のように定義する：

1. ライセンスとは、営業秘密に関する法律 2000 年 30 号、工業意匠に関する法律 2000 年 31 号、半導体回路配置に関する法律 2000 年 32 号、著作権に関する法律 2014 年 28 号、特許に関する法律 2016 年 13 号、商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号で定められたライセンスである。
2. 代理人とは、営業秘密に関する法律 2000 年 30 号、工業意匠に関する法律 2000 年 31 号、半導体回路配置に関する法律 2000 年 32 号、著作権に関する法律 2014 年 28 号、特許に関する法律 2016 年 13 号、商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号で定められた代理人である。
3. 申請者とは、実施許諾者、実施権者またはその代理人である。
4. 大臣とは、法務分野の行政業務を行う大臣である。
5. 総局とは、知的財産総局である。
6. 日とは、就業日である。

## 第 2 条

- (1) ライセンス契約の登記は、以下の分野の知的財産の対象に対して行われる：
  - a. 著作権と隣接権；
  - b. 特許；
  - c. 商標；
  - d. 工業意匠；
  - e. 半導体回路配置；
  - f. 営業秘密；及び
  - g. 育成者権。
- (2) 第(1)項 g で定められた育成者権分野のライセンス契約の登記は、育成者権分野の法令の規定に従って行われる。

## 第 II 章

### ライセンス契約

## 第 3 条

知的財産権者は、自身が所有する独占権を実施するためのライセンスを他者に与える権利がある。

## 第 4 条

実施許諾者は、ライセンスする知的財産権が以下の場合には、実施権者にライセンスを与えることはできない。

- a. その保護期間が終了した；または
- b. 取り消された場合。

## 第 5 条

- (1) 第 3 条で定められたライセンスは、実施許諾者と実施権者の間の書面形式のライセンス契約に

基づいて与えられる。

- (2) 第(1)項で定められたライセンス契約が外国語で作成された場合、インドネシア語への翻訳を行う義務がある。

## 第 6 条

ライセンス契約には、以下の可能性がある規定を記載することが禁じられる：

- a. インドネシア経済に損害を与え、またインドネシアの国益を損ねる；
- b. 技術の移転、習得および開発を行うにおいて、インドネシア国民の能力を妨げる制限を記載する；
- c. 不健全な事業競争を引き起こす；および/あるいは
- d. 法令の規定、宗教の価値観、倫理および公共秩序に抵触する記載。

## 第 III 章

### ライセンス契約の登記

#### 第一部

#### ライセンス契約登記の申請

## 第 7 条

- (1) 第 5 条第(1)項で定められたライセンス契約は、大臣による登記がされなければならない。
- (2) 第(1)項で定められたライセンス契約は、少なくとも以下の事項を記載する：
  - a. ライセンス契約が署名された年月日および場所；
  - b. 実施許諾者と実施権者の氏名および住所；
  - c. ライセンス契約の対象；
  - d. サブライセンスを含め、ライセンスが独占的か非独占的に関する規定
  - e. ライセンス契約の期間；
  - f. ライセンス契約が適用される地域；および
  - g. 特許の年間費用を支払を行う者

## 第 8 条

実施許諾者および/あるいは実施権者が以下の場合：

- a. インドネシア共和国の領域外に居住している、または本居がある；あるいは
- b. 外国籍者である

ライセンス契約の申請は代理人を通じて提出しなければならない。

## 第 9 条

複数のタイトルまたは創作物からなる著作権および隣接権と関連する知的財産が、ライセンス契約におけるもの同一の当事者による知的財産に対するもの場合、ライセンス契約の登記申請は、単一の申請で提出できる。

## 第 10 条

- (1) ライセンス契約の登記申請は、大臣にインドネシア語の書面で提出する。
- (2) 第(1)項で定められたライセンス契約の登記申請は、電子媒体または非電子媒体を通じて行うことができる。
- (3) 第(2)項で定められた電子メディアを通じたライセンス契約の登記申請は、電子統合データ利用システムを適用する。
- (4) 第(2)項で定められた登記申請は、少なくとも以下の書類を添付しなければならない：
  - a. ライセンス契約の写し；
  - b. ライセンスを受け、かつ依然として有効な特許、商標、工業意匠、半導体回路配置の証書、著作権または隣接権の権利証、または営業秘密の権利証の正式な抄本；
  - c. 代理人を通じて申請を提出する場合は、委任状；および
  - d. 費用の支払証明

## 第二部

### ライセンス契約の登記申請の審査

#### 第 11 条

- (1) ライセンス契約の登記申請は全て、審査を行わなければならない。
- (2) 審査は、第 10 条第(4)項で定められた書類の具備および適切性に対して行われる。

#### 第 12 条

- (1) 第 11 条第(2)項で定められた書類の具備と適切性の審査は、申請提出の受理の際に行われる。
- (2) 第(1)項で定められた書類に不備がある場合、申請は具備のため申請者に返却される。

#### 第 13 条

- (1) 第 10 条第(4)項で定められた書類の適切性に対する申請審査は、書類が適切であることが表明されてから遅くとも 5 日の期間内に行われる。
- (2) 第(1)項で定められた書類が適切でないとして表明された場合、大臣は書類の補正のために申請者に書面で通知を行う。

#### 第 14 条

- (1) 申請者は、第 13 条第(2)項で定められた書類の補正を、通知書の送付日から遅くとも 30 日の期間内に行う。
- (2) 第(1)項で定められた期限内に書類の補正がされなかった場合、大臣は申請者に申請が取り下げられたとみなされ、また既に支払われた費用は返金されないことを書面で通知する。

## 第三部

### ライセンス契約登記の公開と抄本

#### 第 15 条

- (1) 大臣は検査が完全に適切であると宣言された審査日から遅くとも 2 日の期間内に、ライセンス

契約登記書を交付し、また申請者に通知を行う。

- (2) 大臣は以下のものにライセンス契約を登記する：
  - a. 工業意匠登録簿；
  - b. 半導体回路配置登録簿；
  - c. 著作権ライセンス契約登録簿；あるいは
  - d. その他の知的財産権ライセンス契約登録簿
- (3) 第(2)項で定められた契約登記は以下のものにより公開される：
  - a. 工業意匠公報；
  - b. 半導体回路配置公報；
  - c. 営業秘密公報；
  - d. 商標公報；
  - e. 特許公報；
  - f. 著作権ライセンス契約登録簿
- (4) 登記および公開されていないライセンス契約は、第三者に対する法的結果を及ぼさない。

## 第 16 条

- (1) 何人もライセンス契約の登記抄本の申請を提出できる。
- (2) 第(1)項で定められたライセンス契約抄本の申請は、以下の書類を添えて、大臣に書面で提出しなければならない：
  - a. 申請者の身分証のコピー；
  - b. 申請するライセンス契約の詳細に関する説明と登記番号；
  - c. 費用の支払証明
- (3) 大臣は申請が具備してから、遅くとも 5 日の期間内にライセンス契約の登記抄本を交付する。

## 第四部

### ライセンス契約の期間

## 第 17 条

- (1) ライセンス契約の登記は、ライセンス契約が有効期間中、有効である。
- (2) 第(1)項で定められた期間が終了した場合、申請者は再申請を提出できる。

## 第五部

### ライセンス契約登記の変更

## 第 18 条

- (1) ライセンス契約は変更できる。
- (2) 第(1)項で定められたライセンス契約の変更は、以下のものを含む：
  - a. 実施許諾者または実施権者の氏名、またはライセンス契約の対象；あるいは
  - b. a で定められた以外の変更
- (3) 第(2)項 a で定められたライセンス契約の変更の場合、実施許諾者または実施権者はライセンス契約登記の新しい申請を提出する。

- (4) 第(2)項 b で定められたライセンス契約の変更の場合、実施権者は既に登記されたライセンス契約の変更を通知し、費用を支払って公開する。
- (5) 第 15 条第(2)項および第(3)項で定められた登記と公開に関する規定は、(4)項で定められた規定に対しても適用される。

## 第六部 ライセンス契約登記の取消

### 第 19 条

- (1) ライセンス契約登記は、以下のものに基づいて取り消すことができる：
- a. 実施許諾者と実施権者の間の合意；
  - b. 裁判所の決定；あるいは
  - c. 法令の規定により正当化される他の理由
- (2) ライセンス契約の登記取り消しの条件および手続きに関するより詳細な規定は、大臣令で定める。

## 第 IV 章 移行規定

### 第 20 条

本政令が施行される際：

- a. 本政令の施行前に提出されたライセンス契約の登記申請は、法令の規定に従って処理される；
- b. 大臣により決定されたライセンス契約の登記は、定められた期間が終了するまで有効である。

### 第 21 条

本政令が施行開始される際、ライセンス契約の登記に関する知的財産分野の法令の実施規則は本政令に抵触しない限り、有効である。

## 第 V 章 終末規定

### 第 22 条

本政令は、法制化の日から施行される。

全ての者が知ることができるよう、本政令の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定  
2018 年 7 月 26 日  
インドネシア共和国大統領  
署名

JOKO WIDODO

ジャカルタにおいて法制化

2018年7月27日

インドネシア共和国法務人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

インドネシア共和国官報 2018年 115号

知的財産ライセンス契約の登記に関する  
インドネシア共和国政令  
2018年36号

注釈

I.概略

情報通信技術の発展は知的財産分野の法律の発展における戦略的な役割を有する一方、他方では違法行為のための道具ともなりうる。肯定的な機能を最大化し、否定的な影響を最小化するために、均整のとれた規制が必要とされている。

複数の知的財産分野の法律、つまり営業秘密に関する法律 2000 年 30 号、工業意匠に関する法律 2000 年 31 号、半導体回路配置に関する法律 2000 年 32 号、著作権に関する法律 2014 年 28 号、特許に関する法律 2016 年 13 号、商標と地理的表示に関する法律 2016 年 20 号は、ライセンス登記が必要であることを、その実施規則内に委託している。しかし、知的財産ライセンス契約登記に関する効率性、有効性および簡素化を考慮すると、単一の政令を定める必要がある。育成者権のライセンスに関する規定は、既に育成者権分野の法令で別個に定められている。

登記により行われるライセンス契約の保護は、後日紛争が生じた際に証明を簡単にし、また、ライセンス契約に関与した場合に第三者を保護する意図がある。この種の保護は、知的財産分野の意欲および創造性を促進し、市民が必要とする知的財産の創作物を生み出し得る。

情報技術を用いて行われるライセンス契約の登記は、既に商業的に利用されている知的財産データベースの作成を用意にし得る。この知的財産データベースは、知的財産の促進道具の一つとして用いることができる。

これらに基づき、本政令は著作権と隣接権、特許、商標、工業意匠、半導体回路配置、営業秘密分野のライセンス契約登記の条件および手順に関する内容を掲載する。

II.条文ごとの注釈

第 1 条

十分に明確である。

第 2 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

「育成者権分野の法令」とは、育成者権保護に関する法律とその実施規則である。

第 3 条

十分に明確である。

#### 第4条

a

十分に明確である。

b

「取り消された」とは、自らの要請、審判委員会の決定、または法的確定効を有する裁判所の決定に基づき、総局の登録簿から知的財産権が取り消されたことである。

「telah dihapuskan」（取り消された）という用語は、「telah dibatalkan」「telah dicabut」と同じ意味を持つ。

#### 第5条

十分に明確である。

#### 第6条

a

「国益」とは、インドネシア共和国 1945 年憲法に記載された、インドネシア民族の国家目標に到達するためのイデオロギー、政治、経済、社会・文化、防衛・安全、エネルギー、技術および他の利益である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

#### 第7条

##### (1)項

十分に明確である。

##### (2)項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

「サブライセンス」とは、実施許諾者の同意により、所持するライセンスの一部または全部を実施するため、実施権者が他者に与えるライセンスである

e

十分に明確である。

f

十分に明確である。

g

十分に明確である。

第 8 条

十分に明確である。

第 9 条

十分に明確である。

第 10 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

電子メディアを通じたライセンス契約の登記申請は、政府の公式ホームページを通じて行う

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

第 11 条

十分に明確である。

第 12 条

十分に明確である。

第 13 条

十分に明確である。

第 14 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

「既に支払われた費用」とは、ライセンス契約登記申請の費用である。

第 15 条

十分に明確である。

第 16 条

十分に明確である。

## 第 17 条

十分に明確である。

## 第 18 条

### (1)項

十分に明確である。

### (2)項

#### a

「ライセンス契約の対象」とは、依然保護期間中にある、ライセンス契約において定められた知的財産の対象である。

#### b

「a で定められた以外の変更」とは、特に住所、サブライセンスを含め、ライセンスが独占的か非独占的かに関する規定、契約の期間、適用される地域およびライセンスの取消である。

### (3)項

十分に明確である。

### (4)項

十分に明確である。

### (5)項

十分に明確である。

## 第 19 条

十分に明確である。

## 第 20 条

#### a

「法令の規定」とは、知的財産ライセンス契約の登記申請の条件および手続に関する法務・人権大臣令 2016 年 8 号である。

#### b

十分に明確である。

## 第 21 条

十分に明確である。

## 第 22 条

十分に明確である。